

国民健康保険税課税限度額の改定について

改定内容

- 法定限度額との乖離を解消するため、課税限度額を令和2年度に4万円、令和3年度に3万円引き上げる。

法定限度額との乖離

	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分	合計
法定限度額	61万円	19万円	16万円	96万円
苫小牧市	54万円	19万円	16万円	89万円
乖離額	7万円	なし	なし	7万円

改定する理由など

- 平成30年度の国保都道府県化以降、市町村が都道府県に納める国保事業費納付金は、法定限度額を基準として積算される。
- 法定限度額に達していない場合、その税収不足分を補うため、税率を上げなければならない、低中間所得者層の負担が増える。
- 被保険者への影響を考慮し2年間で段階的に引き上げるが、法定限度額に達しないことによる財源不足については基金を活用する。

国民健康保険税課税限度額の改定について

影響額等

モデルケース
40歳代の夫婦と子どもの3人世帯

	調定額の増 (円)	限度額超過世帯		限度額超となる所得(円)	
		改定前	改定後		給与収入に換算
医療保険分	11,971,513	203	147	7,055,889	9,173,211
後期高齢者 支援金分	—	211	211	5,938,541	7,931,712
介護保険分	—	80	80	6,608,027	8,675,586
合計	11,971,513	203	147	—	—

医療保険分＋後期高齢者支援金分＝123世帯
医療保険分＋後期高齢者支援金分＋介護保険分＝80世帯

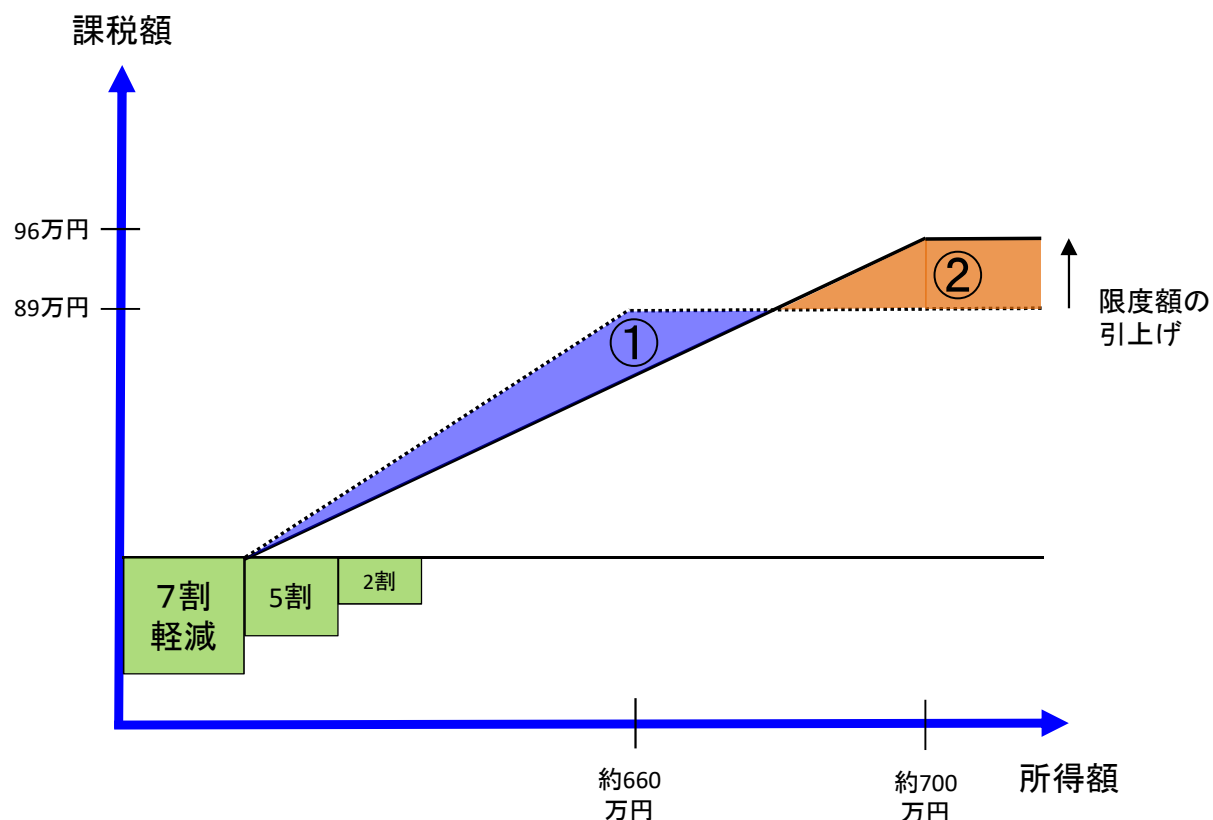
国民健康保険税課税限度額の改定について

● 課税限度額の推移

単位:円

年度	国	苫小牧市	乖離額
平成20年度	680,000	680,000	0
平成21年度	690,000	680,000	10,000
平成22年度	730,000	680,000	50,000
平成23年度	770,000	730,000	40,000
平成24年度	770,000	730,000	40,000
平成25年度	770,000	730,000	40,000
平成26年度	810,000	730,000	80,000
平成27年度	850,000	760,000	90,000
平成28年度	890,000	790,000	100,000
平成29年度	890,000	810,000	80,000
平成30年度	930,000	850,000	80,000
令和元年度	960,000	890,000	70,000

● 課税限度額改定のイメージ図



- ①は限度額を改定しない場合、税率改定により広い所得階層から負担を求めることとなり、低中間所得者層の負担も増えることとなる。
- そのため、②により高額所得者の課税限度額を改定し、低中間所得者層の負担に配慮する。